【公開版】

| 提出年月日 | 令和２年４月３日　R2 |
| --- | --- |
| 日本原燃株式会社 | |

# 六ヶ所廃棄物管理施設における新規制基準に対する適合性

## 安全審査　整理資料

## 経理的基礎

目　次

１章　基準適合性

１．経理的基礎に係る指定の基準への適合性について

１．１．事業計画（経理的基礎）

２章 補足説明資料

令和２年４月３日　R1

# １章　基準適合性

１．経理的基礎に係る指定の基準への適合性について

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第五十一条の三では，以下の要求がされている。

（許可の基準）

| |
|---|
| 第五十一条の三　原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。<br>一　その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。 |

１．１　事業計画（経理的基礎）

ハ．変更の工事に要する資金の額及びその調達計画

（単位:億円）

| 摘要＼年度 | | ～平成30 | 令和1 | 2 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 工事資金 | | [redacted] | | | 18 |
| 調達計画 | 自己資金 | | | | 0 |
| | 借入金等 | | | | 18 |
| | 計 | | | | 18 |
| 備考 | | 借入金等の調達は，使用済燃料再処理機構からの料金の前受金，政策投資銀行資金並びに一般借入金による。 | | | |

当社が行う廃棄物管理事業は，「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」に基づき使用済燃料再処理機構が行う業務の一部が委託されたもの。「返還廃棄物（ガラス固化体）の受入・貯蔵管理に関する契約」に基づき，使用済燃料再処理機構より，廃棄物管理



[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

施設を維持及び管理することの対価としての基本料金に加え，役務料金が支払われる。

工事に要する資金は，使用済燃料再処理機構から支払われる基本料金の前受金と金融機関からの借入金により調達を行うとともに，借入金については使用済燃料再処理機構から支払われる基本料金（注）により返済を行う。

借入金に関しては，過去20年の間に単年度で最大1,860億円の資金調達実績があり，資金調達能力を有している。

（注）工事資金を含めた廃棄物管理施設を維持及び管理する費用の一環として，使用済燃料再処理機構から当社に対して支払われるもの。

ニ．変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物管理の事業の開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り

（ｲ）資金計画

（単位：億円）

| 摘要＼年度 | | 令和2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 需要 | 工事資金 | [redacted] | | | | | |
| | 債務償還 | | | | | | |
| | 計 | | | | | | |
| 調達 | 資本金 | | | | | | |
| | 減価償却費等 | | | | | | |
| | 借入金等 | | | | | | |
| | 計 | | | | | | |
| 累計繰越金 | | | | | | | |

（ﾛ）事業の収支見積り

（単位：億円）

| 摘要＼年度 | | 令和2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 収益 | | [redacted] | | | | | |
| 総費用 | 製造原価 | | | | | | |
| | 一般管理費 | | | | | | |
| | 支払利息等 | | | | | | |
| | 計 | | | | | | |
| 損益 | | | | | | | |
| 損益の累計 | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | |

ニ．（イ）に記載の工事に要する資金は，金融機関からの借入金により調達を行うとともに，借入金については「返還廃棄物（ガラス固化体）の受入・貯蔵管理に関する契約」に基づき使用済燃料再処理機構から支



[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

払われる基本料金により返済を行う。
　使用済燃料再処理機構からは，基本料金に加え，受入及び貯蔵管理役務に対し，役務量に応じた役務料金が支払われる。

ホ．その他変更後における廃棄物管理の事業に関する経理的基礎を有することを明らかにする事項

　使用済燃料再処理機構は，廃棄物管理事業の実施に伴い発生する費用を負担することについて「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」に基づき，当社と「返還廃棄物（ガラス固化体）の受入・貯蔵管理に関する契約」を締結している。

# ２章　補足説明資料

# 廃棄物管理施設　安全審査補足説明資料リスト
## 経理的基礎

| 廃棄物管理施設　安全審査補足説明資料（今回提出） | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 資料No. | 名称 | 提出日 | Rev | |
| 補足説明資料1-1 | 経理的基礎に関する説明 | 4/3 | 2 | 返還廃棄物（ガラス固化体）の受入・貯蔵管理に関する契約等の追加 |

令和２年４月３日　Ｒ2

# 補足説明資料１－１（経理的基礎）

目次

１．再処理および廃棄物管理事業における経理的基礎について
（１）再処理等を行う上での使用済燃料再処理機構と日本原燃との関係
（２）再処理等に要する費用の回収
（３）再処理等に要する資金の確保
（４）資金の流れ
（５）建設費および操業費等の回収可能性

２．添付資料
添付１　資金調達実績
添付２　添付書類＿事業計画
添付３　添付書類＿資金調達の考え方
添付４　添付書類＿廃棄物管理事業工事資金の状況
添付５　返還廃棄物（ガラス固化体）の受入・貯蔵管理に関する契約の契約書

３．参考資料
参考１　再処理等の事業費について（出典：使用済燃料再処理機構ＨＰ）
参考２　借入額の推移

１．再処理および廃棄物管理事業における経理的基礎について

（１）再処理等を行う上での使用済燃料再処理機構と日本原燃との関係

- 再処理等拠出金法第四十一条に基づき、拠出金の納付に伴って使用済燃料再処理機構（以下「再処理機構」という。）は、経済的責任や再処理等の計画策定等の現業以外の事務に関する責任を有する。
- 再処理機構は、再処理等拠出金法第四十二条に基づき、再処理および廃棄物管理の実施について日本原燃に委託している。
- 日本原燃は、再処理および廃棄物管理事業を原子炉等規制法に基づいて実施する責任を有している。

＜関係法令（再処理等拠出金法）＞抜粋

第二条（定義）

４　この法律において「再処理等」とは次に掲げるものをいう。

一　再処理及び再処理に伴い分離された核燃料物質の加工（原子炉等規制法第二条第九項に規定する加工をいう。以下「再処理関連加工」という。）

二　次に掲げるものの処理、管理及び処分(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第百十七号)第二条第八項第一号に掲げる第一種特定放射性廃棄物に係る同条第二項に規定する最終処分を除く。)

イ　再処理に伴い使用済燃料から分離有用物質を分離した後に残存する物(以下「残存物」という。)

ロ　再処理及び再処理関連加工に伴い使用済燃料、分離有用物質又は残存物によって汚染された物

第十条（目的）

使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等の実施の業務を行うことにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ることを目的とする。

第四十一条（業務）

機構は、第十条に規定する目的を達成するため、次の業務を行う。

一　使用済燃料の再処理等を行うこと。

二　拠出金を収納すること。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第四十二条（業務の委託）

機構は、経済産業大臣の認可を受けて、原子炉等規制法第四十四条の四第一項に規定する再処理事業者その他政令で定める者に対し、前条第一号に掲げる業務の一部を委託することができる。

（２） 再処理等に要する費用の回収

- 再処理等拠出金法第四条および同施行規則第二条に基づき、再処理機構は、拠出金単価について経済産業大臣の認可を得た上で、再処理等事業に必要な費用を特定実用発電用原子炉設置者からの拠出金により確保することが定められている。
- 再処理機構は、再処理等拠出金法第四十八条に基づき、日本原燃への委託料金を含む予算や資金計画に関する経済産業大臣の認可を得た上で、安全確保に支障を来さぬよう日本原燃に支払いを行っている。

＜関係法令（再処理等拠出金法）＞抜粋

第四条（拠出金）

特定実用発電用原子炉設置者は、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等業務に必要な費用に充てるため、各年度、一の機構に対し、拠出金を納付しなければならない。

４ 機構は、拠出金単価を定め、又はこれを変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

第四十三条（業務の運営）

機構は、第四十一条に規定する業務を行うに当たっては、安全の確保を旨としてこれを行うよう努めなければならない。

第四十八条（予算等の認可）

機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

＜関係法令（再処理等拠出金法施行規則）＞抜粋

第二条 （拠出金単価の設定）

法第四条第三項 に規定する経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 機構の業務に要する費用の長期的な見通しに照らして必要な金額の確保を図ることができるものであること。

二 特定実用発電用原子炉設置者間における拠出金に係る負担の公平を確保できるものであること。

三 長期的に安定した水準を維持できるものであること。

（３）再処理等に要する資金の確保

①旧制度における資金の流れ

- 「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」（以下「積立金法」という。）においては、特定実用発電用原子炉設置者が個別に資金管理法人に積立てを行っていた。
- 積立金法においては、特定実用発電用原子炉設置者が再処理等を実施（日本原燃に委託）しており、各特定実用発電用原子炉設置者は資金管理法人から自社に帰属する資金を取戻し、日本原燃への支払いを実施した。

②再処理等拠出金法成立後の資金の流れ

- 2016 年 5 月 8 日積立金制度から拠出金制度へ移行することを定めた再処理等拠出金法が公布され、10 月 1 日の施行に伴い再処理機構が設立された。
- 特定実用発電用原子炉設置者は、同法第四条の規定により再処理機構に対し拠出金の納付が義務付けられた。
- 再処理機構は、同法第九条に基づき、納付された拠出金に対する使用済燃料の再処理等を実施する。
- 再処理機構は、同法第四十二条に基づき再処理等の業務を日本原燃に委託しており、日本原燃との間で締結した「返還廃棄物（ガラス固化体）の受入・貯蔵管理に関する契約」（以下「役務契約」という。）に基づき日本原燃に対し支払いを実施する。
- これにより、特定実用発電用原子炉設置者の状況にかかわらず、再処理機構が拠出金に基づき再処理等の業務を実施する仕組みが整備されている。

③資金確保について

- 再処理機構は、再処理等拠出金法第四条に基づき、特定実用発電用原子炉設置者が納付する拠出金単価を定めている。
- 同法第四条第三項の規定では、拠出金単価は、特定実用発電用原子炉設置者ごとの使用済燃料の量や、再処理機構が再処理等業務を行うために要する費用の長期的見通しに照らし、再処理等業務を適正かつ着実に実施するために十分なものとするよう定められている。
- また、同法第四条第六項の規定では、再処理機構の業務の実施状況その他の事情に照らし必要と認めるときは、拠出金単価の変更ができるものとされている。
- これらの考え方に基づき設定された拠出金単価により、再処理機構が長期的に業務を委託するために必要な資金が適切に確保され、日本原燃に対して支払いが行われるものと考えられる。
- なお、再処理機構が再処理等業務を行うために要する費用の長期的な見通しには、廃棄物管理施設の建設から操業、廃止措置に至るまでの全ての費用が考慮されている。

＜関係法令（再処理等拠出金法）＞抜粋

第四条

３　前項の拠出金単価は、特定実用発電用原子炉設置者ごとに、機構が再処理を行う使用済燃料の量及び再処理に伴い発生する核燃料物質の量並びにこれらを元に機構が再処理等業務を行うために要する費用の長期的な見通しに照らし、再処理等業務を適正かつ着実に実施するために十分なものとするために機構ごとに経済産業省令で定める基準に従い、定めなければならない。

６　経済産業大臣は、機構の業務の実施の状況その他の事情に照らし必要と認めるときは、機構に対し、拠出金単価の変更をすべきことを命ずることができる。

第九条（再処理等の実施）

機構は、特定実用発電用原子炉設置者が拠出金（拠出金が第七条第一項の納期限までに納付されないときは、拠出金及び延滞金。以下この条において同じ。）を納付したときは、認可実施計画に従い、当該拠出金に係る使用済燃料の再処理等を行わなければならない。

（４）資金の流れ

[redacted]



[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

（５）建設費および操業費等の回収可能性

- 再処理機構との間では、廃止措置終了までの役務を対象として役務契約を締結している。
- 建設費 18 億円は、上記役務契約に反映済みであり、役務契約に基づき回収可能と考えている。
- 変更に係る施設による事業の開始の日以降の費用についても同様に役務契約に反映済みであり、廃止措置終了までの必要な資金および費用について、廃棄物受入・貯蔵管理料金として回収する見込みがある。
- 廃棄物受入・貯蔵管理料金は、日本原燃からの見積もりに基づき、再処理機構が内容精査することにより決定される。
- [redacted]
- 日本原燃は、安全対策費用や設備保全費用等の必要な費用が適切に料金に反映されるよう、建設費 18 億円を含む全ての費用について定期的に取りまとめを実施し、料金額の変更について経営層の判断を経て再処理機構に見積りを提出している。
- 再処理機構 は、再処理等拠出金法第四十三条に基づき日本原燃からの見積もりの精査を実施することから、安全のために必要な費用は確実に確保されると考えられる。

＜関係法令（再処理等拠出金法）＞抜粋
第四十三条（業務の運営）
機構は、第四十一条に規定する業務を行うに当たっては、安全の確保を旨としてこれを行うよう努めなければならない。



[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

# 資金調達実績

2016 年度（平成 28 年度）支出分
○外部借入れ

| | 2016 年度 |
|---|---|
| 政策投資銀行 | [redacted] |
| 市中銀行 | |
| 生命保険 | |
| その他 | |
| 長期借入金計 | 77,600 百万円 |

2016 年度（平成 28 年度）下期支出分
○前受金

| | 2016 年度下期 |
|---|---|
| 使用済燃料再処理機構 | 65,400 百万円 |

2017 年度（平成 29 年度）支出分
○外部借入れ

| | 2017 年度 |
|---|---|
| 政策投資銀行 | [redacted] |
| 市中銀行 | |
| 生命保険 | |
| その他 | |
| 長期借入金計 | 66,300 百万円 |

2017 年度（平成 29 年度）支出分
○前受金

| | 2017 年度 |
|---|---|
| 使用済燃料再処理機構 | 251,300 百万円 |

[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

2018 年度（平成 30 年度）支出分
○外部借入れ

| | 2018 年度 |
|---|---|
| 政策投資銀行 | [redacted] |
| 市中銀行 | |
| 生命保険 | |
| その他 | |
| 長期借入金計 | 81,900 百万円 |

2018 年度（平成 30 年度）支出分
○前受金

| | 2018 年度 |
|---|---|
| 使用済燃料再処理機構 | 215,300 百万円 |

[redacted] については商業機密の観点から公開できません。

添付書類
　事業計画

（ａ）廃棄物管理事業

ハ．変更の工事に要する資金の額及びその調達計画

（変更の工事に要する資金の内訳）

○廃棄物管理施設耐震補強工事

○北換気筒補強工事

[redacted]

（変更の工事に要する資金の調達計画）

（単位：億円）

| 摘要＼年度 | | | 平成～30 | 令和1 | 2 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 工事資金 | | | [redacted] | | | 18 |
| 調達計画 | 自己資金 | | | | | 0 |
| | 借入金等 | | | | | 18 |
| | | 使用済燃料再処理機構前受金 | | | | [redacted] |
| | | 政策投資銀行資金 | | | | |
| | | 一般借入金 | | | | |
| | 合　計 | | | | | 18 |
| 備　考 | | | 借入金等の調達は，使用済燃料再処理機構からの料金の前受金，政策投資銀行資金並びに一般借入金による。 | | | |



[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

- 再処理機構との間では、[redacted]設備投資に必要な資金（工事資金）について、廃棄物管理施設を維持・管理することの対価としての基本料金の一部の前受けとして受領する[redacted]
- 工事資金については、再処理機構からの前受金ないし借入金（政策投資銀行資金および一般借入金）により調達することから、全て「借入金等」とした。
- 建設費 18 億円は再処理機構との役務契約に反映済であり、2019年６月に再処理機構が公表した「再処理等の事業費について」の中の返還廃棄物管理、廃棄物輸送・処分 0.88 兆円に含まれている。



[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

ニ. 変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物管理の事業の開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り

(イ) 資金計画

（単位:億円）

| 摘要 ＼ 年度 | | 令和 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 需要 | 工事資金 | [redacted] | | | | | |
| | 債務償還 | | | | | | |
| | 計 | | | | | | |
| 調達 | 資本金 | | | | | | |
| | 減価償却費等 | | | | | | |
| | 借入金等 | | | | | | |
| | 計 | | | | | | |
| 累計繰越金 | | | | | | | |

- 工事資金に関しては借入金（政策投資銀行資金および一般借入金）により調達し、当該工事の減価償却費を含む再処理機構からの基本料金収入にて返済することを基本的な考え方（注）としている。
  （注）自己資金（資本金および減価償却費等）を工事資金に充当できる場合は、当該資金も工事資金に活用する。
- 借入金に関しては、過去20年の間に単年度で最大1,860億円の資金調達実績があり、資金調達能力を有している。
- [redacted]
- 再処理機構から支払われる料金に関しては、再処理機構は、再処理等拠出金法第四条の規定に基づき、廃棄物管理事業を長期的に実施するために十分な資金を特定実用発電用原子炉設置者からの拠出金にて確保することになっている。

[redacted] については商業機密の観点から公開できません。

(ﾛ) 事業の収支見積り

（単位:億円）

| 摘要 ＼ 年度 | | 令和 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 収　　益 | | [redacted] | | | | | |
| 総費用 | 製造原価 | | | | | | |
| | 一般管理費 | | | | | | |
| | 支払利息等 | | | | | | |
| | 計 | | | | | | |
| 損　　益 | | | | | | | |
| 損益の累計 | | | | | | | |
| 備　　考 | | | | | | | |

- 収益は、再処理機構との間の 役務契約等 に基づき受領する。
- 役務契約に基づく料金は、廃棄物管理施設を維持・管理することの対価としての基本料金および役務料金 から構成される。
- [redacted]
- [redacted]

[redacted] については商業機密の観点から公開できません。

# 資金調達の考え方

| | 再処理機構設立以前 | | | | | 再処理機構設立（※1）以降 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 和暦(年度)<br>西暦(年度) | ～平成23<br>～2011 | 24<br>2012 | 25<br>2013 | 26<br>2014 | 27<br>2015 | 28<br>2016 | 29<br>2017 | 30<br>2018 | 令和1<br>2019 | 2<br>2020 | 3<br>2021 | 4<br>2022 | 5<br>2023 | 6<br>2024 | 7<br>2025 | 8以降<br>2026以降 |
| 再処理機構<br>廃棄物受入・貯蔵管理料金 | [redacted] | | | | | | | | | | | | | | | |
| 再処理機構<br>前受金 | [redacted] | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策投資銀行資金 | [redacted] | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般借入金 | [redacted] | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備　　考 | [redacted] | | | | | | | | | | | | | | | |

- 工事資金に関しては借入金（政策投資銀行資金および一般借入金）により調達し、工事終了後の減価償却費を含む基本料金収入にて返済することを基本的な考え方としている。
- 再処理機構との間では、[redacted]前受金額について合意しており、「ハ．変更の工事に要する資金の額及びその調達計画」については、[redacted]同機構からの前受金により工事資金を調達する[redacted]

[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

# 廃棄物管理事業工事資金の状況

**○廃棄物管理事業資金調達実績の内訳**

（単位：億円）

| 摘要＼年度 | | 平成20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 工事資金（廃棄物管理事業全体） | | [redacted] | | | | | | | | | | | |
| | （再掲）新規制基準 | | | | | | | | | | | | |
| 調達計画 | 自己資金 | | | | | | | | | | | | |
| | 借入金等 | | | | | | | | | | | | |
| | 使用済燃料再処理機構前受金 | | | | | | | | | | | | |
| | 借入金 | | | | | | | | | | | | |
| | 合　計 | | | | | | | | | | | | |
| 備　考 | | | | | | | | | | | | | |

**○全社借入金の推移**

（単位：億円）

| 摘要＼年度 | | 平成20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全社借入金 | 借入額 | [redacted] | | | | | | | | | | | |
| | 債務償還額 | | | | | | | | | | | | |
| | 借入金残高 | | | | | | | | | | | | |

※全社借入金には社債による資金調達額を含む。

[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

添付５

新規追加

使用済燃料再処理機構との間で締結した、「返還廃棄物（ガラス固化体）の受入・貯蔵管理に関する契約」の契約書を添付する。

返還廃棄物（ガラス固化体）の受入・貯蔵管理に関する契約

[redacted]

[redacted] については商業機密の観点から公開できません。

[redacted]

[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

[redacted]

[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

[redacted]

[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

[redacted]

[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

[redacted]

[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

[redacted]

[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

[redacted]

[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

[redacted]

[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

[redacted]

[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

[redacted]

[redacted] については商業機密の観点から公開できません。

[redacted]

[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

[redacted]

[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

[redacted]

[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

[redacted]



[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

[redacted]



[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

[redacted]



[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

[redacted]



[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

[redacted]



[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

[redacted]



[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

[redacted]



[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

[redacted]



[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

[redacted]



[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

[redacted]



[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

[redacted]



[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

[redacted]



[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

[redacted]

[redacted]



[redacted]については商業機密の観点から公開できません。

出展:使用済燃料再処理機構HP

参考資料

# 再処理等の事業費について

2019 年 6 月 18 日
使用済燃料再処理機構

## 1．はじめに

当機構は、昨年 10 月、日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）から、最新の状況を反映した再処理等の事業費について提案等を受け、精査を進めてきた。今般、精査が完了したことから、その結果について以下のとおりとりまとめる。

## 2．事業費の精査

当機構が精査を行った再処理等の事業費は、昨年同様、再処理関係事業費（再処理、返還廃棄物貯蔵管理、廃棄物輸送・処分）、ＭＯＸ燃料加工事業費である（それぞれ廃止措置を含む）。これらの費用について、「事業費精査に係る基本方針」に基づき、費用の性格・内容等を踏まえながら、日本原燃から提供された積算根拠等を確認するとともに、必要に応じて同社から聴取を行い、昨年精査した事業費からの変動分に焦点を当て、運営委員会での議論を踏まえ、精査を行った。

## 3．精査結果

### （１）再処理関係事業費

再処理関係事業費は、日本原燃の見積りを精査した結果、昨年から約 100 億円増額の約 13.9 兆円（13.94 兆円）となった。この変動は、昨年の精査以降、規制対応や自主的な安全性向上の取組み等の検討進捗、最新の経済指標等を反映した結果である。

### （２）ＭＯＸ燃料加工事業費

ＭＯＸ燃料加工事業費は、日本原燃の見積りを精査した結果、昨年から約 5 億円増額の約 2.3 兆円（2.33 兆円）となった。この変動は、再処理関係事業費と同様、昨年の精査以降、規制対応や自主的な安全性向上の取組みの検討進捗、最新の経済指標等を反映した結果である。

## 4．おわりに

この度の再処理等の事業費は、日本原燃による計画通りのしゅん工、及び安全・安定操業等に必要となる費用である。

当機構としては、引き続き、同社による品質保証活動や自主的安全性向上等を含む事業遂行の状況を適宜確認しながら、同社に対し、計画的かつ着実なしゅん工･操業、及びコスト最適化に向けた取組みを促していく。

以　上

※使用済燃料再処理機構HPを引用しているため、本頁の下線部は前回記載からの変更箇所とは異なります。

（別表）再処理等事業費の内訳について

**＜再処理関係事業費＞**

（単位：兆円）

| 項目 | | | 今回 | 前回 | 変動 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 再処理 | 設備投資 | 初期施設<br>（再処理建屋等の既存施設分） | 2.15 | 2.15 | － | － |
| | | 新規制基準 | 0.70 | 0.70 | － | － |
| | | その他設備投資<br>（設備更新） | 1.58 | 1.58 | ▲0.00 | 規制対応等の検討進捗の反映に伴う見直し |
| | 操業費等 | | 7.50 | 7.50 | ▲0.01 | 規制対応や自主的安全性向上等の検討進捗、最新の設備更新計画の反映に伴う見直し |
| | 廃止措置 | | 1.62 | 1.60 | 0.02 | 最新の経済指標等の反映に伴う見直し |
| | 経営効率化 | | ▲0.50 | ▲0.50 | － | － |
| | 計 | | 13.05 | 13.05 | 0.01 | － |
| 返還廃棄物管理、廃棄物輸送・処分 | | | 0.89 | 0.88 | 0.01 | 最新の経済指標等の反映に伴う見直し |
| 合計 | | | 13.94 | 13.93 | 0.01 | |

＊端数処理の関係で合計が一致しないことがある。

**＜ＭＯＸ燃料加工事業費＞**

（単位：兆円）

| 項目 | | | 今回 | 前回 | 変動 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ＭＯＸ | 設備投資 | 初期施設<br>（ＭＯＸ燃料加工施設等） | 0.39 | 0.39 | ▲0.00 | 規制対応等の検討進捗の反映に伴う見直し |
| | | その他設備投資<br>（設備更新） | 0.28 | 0.28 | ▲0.00 | 規制対応等の検討進捗の反映に伴う見直し |
| | 操業費等 | | 1.54 | 1.54 | 0.00 | 規制対応や自主的安全性向上等の検討進捗の反映に伴う見直し |
| | 廃止措置 | | 0.12 | 0.12 | 0.00 | 最新の経済指標等の反映に伴う見直し |
| 合計 | | | 2.33 | 2.33 | 0.00 | （5 億円増） |

**※使用済燃料再処理機構ＨＰを引用しているため、本頁の下線部は前回記載からの変更箇所とは異なります。**

参考2

# 借入額の推移
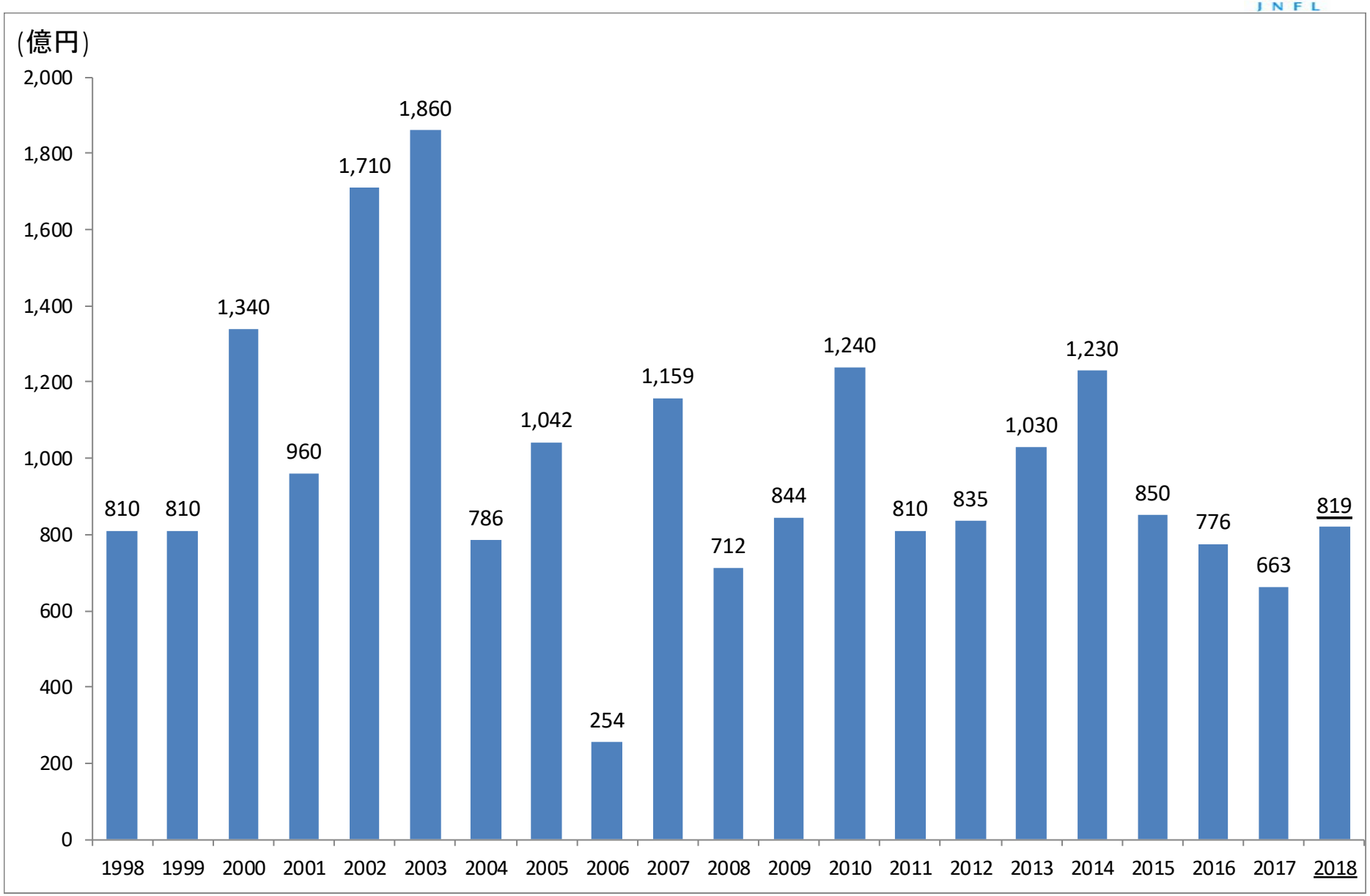
日本原燃株式会社